行政財産使用許可等の不備

対象受検機関	検出事項		是正を求める事項	措置の内容
生野高等学校	学校の敷地内に下記の物件が設置されているが、行政財産の使用許可等の手続を行っていなかった。		や使用許可等の適否を判断し、所要の手続を行うととも 原警察署及び設置者の自治会に調査・確認を行い に、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 の上、当該物件の撤去を行った。	原警察署及び設置者の自治会に調査・確認を行い、同意
	物件名	数量	【地方自治法】 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度 においてその使用を許可することができる。 【大阪府公有財産規則】 (管理の原則) 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理 し、適正かつ効率的に運用しなければならない。 (使用許可の範囲) 第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当す る場合は、法第238条の4第7項の規定により、 その使用を許可することができる。 一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供する とき。 二 国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために合い。 行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。 三 水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が 指定する事業の用に短期間供するとき。 五 国又は他の地方公共団体その他の公共団体 において公用又は公共同は使するとき。 五 国又は他の地方公共同体その他の公共団体 において公用又は公共同に使するとき。	
	迷惑駐車禁止の看板	2		
	犬のフンあとしまつの看板	4		